

【8】 二部僧白四羯磨具足戒法の制定と比丘尼サンガの形成

はじめに

これまでしばしば述べてきたように、具足戒法の制定はそのままサンガの形成とオーヴァーラップする。すなわち

善来比丘具足戒法の制定＝帰依の対象としてのサンガ（僧宝）の形成

三帰依具足戒法の制定＝サンガ祖形の形成

十衆白四羯磨具足戒法の制定＝律蔵上の正式なサンガの形成

持律五衆白四羯磨具足戒法の制定＝地方サンガの形成

であり、ここにもう1つ

二部僧白四羯磨具足戒法の制定＝比丘尼サンガの形成

が加わり、これによってすべての具足戒法が整い、すべてのサンガが形成されることになる。

そして本稿の各章においては、この各具足戒法の制定過程とサンガの形成ならびにその意味を丹念に検討し、その年度を推定してきたのであるが、実は最後の「二部僧白四羯磨具足戒法の制定＝比丘尼サンガの形成」については、すでに「モノグラフ」第10号（2005年4月）に掲載した【論文10】「*Mahāpajāpati Gotamī*の生涯と比丘尼サンガの形成」において論ずべきことはすでに論じている。そこでここではこの論文にもとづき、この結論を紹介することで責めをはたすことにしたい。

[1] マハーパジャーパティー・ゴータミーの具足戒

比丘尼の嚆矢はマハーパジャーパティー・ゴータミー（摩訶波闍波提）であるが、彼女は「八重法（*aṭṭha garudhamma*）」⁽¹⁾を守ることが具足戒であった。筆者はこのマハーパジャーパティーの出家受具足戒を釈尊58歳＝成道24年の後半期⁽²⁾のことであったと考えている。

ところで第【2】章「具足戒の種類と名称」の[1]「具足戒の種類」において紹介したように、『十誦律』⁽³⁾は「受八重法は初めの一人のみ得て後は得ざるなり」とし、『薩婆多毘尼毘婆沙』⁽⁴⁾は「八法受戒はただ大愛道一人の得にして、さらに得るものなし」というように、この八重法が適用されたのはマハーパジャーパティー・ゴータミーだけとしている。しかし『薩婆多毘尼摩得勒伽』⁽⁵⁾は「受八敬法とは摩訶波闍波提比丘尼等なり」と「等」とするから、彼女とともに出家した釈迦族の女性たちも含めて考えているのであろう。また先に紹介した【論文10】「*Mahāpajāpati Gotamī*の生涯と比丘尼サンガの形成」において資料整理をしておいたように⁽⁶⁾、『パーリ律』「比丘尼犍度」⁽⁷⁾、『四分律』「比丘尼犍度」⁽⁸⁾、『根本有部律』「雑事」⁽⁹⁾や *Therīgāthā-A.*⁽¹⁰⁾などはマハーパジャーパティー

が比丘尼となった時に、他の釈迦族の女性たちも具足戒を得たとしている。ただし例えば *Vinaya* 「比丘尼韃度」は「比丘らよ、比丘らによって比丘尼らに具足戒を与えることを許す (anujānāmi bhikkhave bhikkhūhi bhikkhuniyo upasampādetum)」としているのみであり、他の比丘尼らが八重法によって具足戒を与えられたものであるかどうかは不明なところがある。しかしこれは比丘らが女性に「十衆白四羯磨具足戒」を与えることを意味しないであろうし、その他に具足戒法があるとは考えられないから、やはり比丘らが女性に八重法を与えたものと考えべきであろう。八重法についても阿難がこれをマハーパジャーパティーに与えたような形になっているからである。

しかしこの八重法は著しく比丘尼に不平等であり、そこで比丘尼たちが比丘尼と比丘は年齢に応じて互いに敬礼する制度に改めてもらいたいと申し入れることになった。しかし釈尊はこれを許されずに、「二部僧白四羯磨具足戒法」を制定された。これによって八重法は廃止されたが、そのかわりその精神は比丘尼韃度や比丘尼の波羅提木叉のなかできちんと規定化された⁽¹¹⁾。これによって**正式な比丘尼サンガが形成**されたことになる。これはマハーパジャーパティーが比丘尼となってから3年後のことではなかったかと考えている。**釈尊61歳＝成道27年の後半期、仏成道第27回目の雨安居後のことである**⁽¹²⁾。

- (1) 「八重法」の漢訳語については、【論文10】p.049を参照されたい。
- (2) 【論文10】のp.070 なおここでの釈尊の年齢は出胎から数えた満年齢で数えている。先の論文では釈尊60歳、成道25年としてあって、誤差が生じているのは先の論文では釈尊の年齢を入胎から数えているとともに、それ以降に若干の修正を施したからである。
- (3) 大正23 p.410上
- (4) 大正23 p.511中
- (5) 大正23 p.594中
- (6) 「モノグラフ」第10号 p.045以下参照
- (7) *Vinaya* vol. II p.256
- (8) 大正22 p.922下
- (9) 大正24 p.350中
- (10) p.140
- (11) 拙著『初期仏教教団の運営理念と実際』（国書刊行会 平成12年12月）pp.116～118参照
- (12) 「モノグラフ」第10号 p.059以下参照

【2】比丘尼の具足戒

なお比丘尼には第【2】章「具足戒の種類と名称」で検討したように、「二部僧白四羯磨具足戒」のほかに「遣使具足戒」と「善来具足戒」が認められている。しかし前者は出家しようとするときに道路に障礙あるときの女性への特例的な具足戒法であり、一般的な具足戒法ではない。

また「善来具足戒」が比丘尼に対してもなされたかについては問題があることは第【3】章「善来具足戒法の制定と皈依の対象としてのサンガ（僧宝）の形成」の[1-3]で検討しておいた。

【8】二部僧白四羯磨具足戒法の制定と比丘尼サンガの形成

なお比丘尼には比丘のような辺地での「持律第五白四羯磨具足戒法」という特例は認められていない。「持律第五白四羯磨具足戒法」は辺地では10人の比丘サンガを作りたいという理由から許されたものであるが、もし女性にこの特例が許されないとすれば、女性が地方において出家具足戒を受けようとする時には、10人以上の比丘尼サンガにおいて承認を受けた後、さらに10人以上の比丘サンガにおいても承認を受けなければならないということになり、これは不可能といわなければならない。したがって少なくとも釈尊時代には、仏教中国以外の辺地において比丘尼サンガは存在しなかったと考えてよいであろう。

【8】 二部僧白四羯磨具足戒法の制定と比丘尼サンガの形成